

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（関係府省庁等ヒアリング）
議事要旨

1. 日 時 令和8年8月3日（月）16:00～17:10

2. 場 所 オンライン開催

3. 出席者

(1) ヒアリング対象者

塚田 裕介	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災デジタル・物資支援担当）付参事官補佐
藤井 仁花	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災デジタル・物資支援担当）付参事官補佐
橋本 真吾	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災デジタル・物資支援担当）付主査
山崎 正稔	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災デジタル・物資支援担当）付主査
仲沼 祐太	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災デジタル・物資支援担当）付主査
高橋 績	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災デジタル・物資支援担当）付参与
藤元 祐介	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災デジタル・物資支援担当）付政策調査員

(2) ワーキングチームメンバー

林 弘一郎	山口県総合企画部デジタル推進局長
伊藤 正樹	愛知県一宮市総務部長
藤田 恵二	福岡県水巻町企画課長
（代理 福岡県水巻町企画課 遠坂係長）	
名越 一郎	内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官
折田 裕幸	内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官 併任 総務省行政管理局管理官
鈴木 優一	内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官
橘 清司	デジタル庁統括官付参事官
糸 将之	デジタル庁統括官付参事官
萩原 一博	デジタル庁統括官付参事官付企画官
池田 敬之	総務省自治行政局住民制度課長
（代理 総務省自治行政局住民制度課 稲垣課長補佐）	

4. 議事概要

<事前に送付した質問事項について、内閣府より説明。>

※「→」はワーキングチームメンバー発言

- ①令和6年度の石川県 TYPES 事業では、能登半島地震における広域避難対応を契機として「広域被災者データベース」の構築が先行して検討されましたが、その後の調査等を通じて、広域連携以前に、そもそも単一市町村内での情報集約に根本的な課題があるという実態が指摘されています。こうした経緯も踏まえ、改めて被災者台帳の作成等、市町村における被災者支援業務の実態（既存システムの導入状況や、広域連携以前の単一市町村内での情報集約の状況等）と、現場で生じている課題をご教示ください。

- ・ 災害時において、被災市町村では、避難所の管理運営、被害認定調査、罹災証明書の発行、被災者の状況把握、被災者台帳の作成など、短期間に膨大かつ多種多様な災害対応業務が発生する。被災者支援業務を迅速かつ効率的に進める観点から、行政手続の電子化や必要なシステムの整備が有効な手段と考えている。
 - ・ 令和7年度に、全国の市区町村を対象に被災者支援業務に関するDX等の導入状況についてアンケートを実施した（有効回答1,191団体）。令和7年度時点で約55%に当たる544団体が既に導入済みであり、予算計上して導入予定の107団体を加え、令和8年度中に導入が更に進むと見込まれる。また、「導入予定も検討もしていない」と回答した359団体のうち156団体は、将来的に導入を検討していると回答。
 - ・ また、既に導入済みの団体からは、広域支援の実務を前提に標準化・統一化への要望、複数システムへの二重入力の解消、既存システムとの互換性確保のほか、人的リソース・研修面として、運用体制の確保が難しいことから専門人材の派遣やサポート体制・研修体制が必要であること、個人情報の共有の同意取得等に関する実務的なガイドラインや法的根拠の整備などを求める声が寄せられている。
 - ・ 令和6年能登半島地震では、行政区域をまたぐ広域避難者の居所の把握が非常に困難であった。その要因の一つとして、自治体間で被災者情報を連携できる環境整備がされていないことが挙げられる。令和7年度に実施した被災者情報の連携に係る調査では、①そもそも一つの自治体の中で情報連携が十分に行われておらず、結果として被災者台帳への情報集約が進まないこと、②被災者支援に必要な情報を自治体間でどのように連携するかについて、法制度と仕組みの両面で整理されていないこと、の二つの課題が明らかとなった。これを踏まえ、令和8年度は、まず①の課題について、被災者支援に必要な情報の全体像を明らかにし、その情報を自治体内で集約する仕組みを検討した上で、②の課題である自治体間連携に係る法制度・仕組み両面の整備の検討を進めることとしている。
- 令和6年度の石川県 TYPES 事業で検討・構築された広域被災者データベースは、令和6年1月1日に発生した能登半島地震において市町村の枠を越えた避難が多数発生したことに対応するためのものであったが、都道府県の境界を越えた広域避難には対応していないなどの課題がある。また、被災者支援システムは被災時に使われるものであり平時には使われず、いざという時には使えない、そもそもシステムの存在自体が自治体内で知られていないといった問題があり、同じ自治体内部でも縦割りとなりがちであり、被災者という利用者起点から見ると支援に重複や漏れが生じている実態がある。

②被災者支援に必要な情報項目の標準化（被災者支援版 EEI の整理）を進めるに当たり、先にシステムありきではなく、実際の被災者支援業務のフローやユースケースに基づいて情報の必要性を整理していく必要があると考えられますが、現在の検討における具体的なアプローチをご教示ください。

- ・ 令和8年度の事業において、被災者支援に必要な情報項目の標準化として被災者支援版 EEI（Essential Elements of Information:災害対策基本共有情報）の作成を進めることとしているが、単年で全ての被災者支援業務について EEI を作成することは困難であるため、優先度の高い業務から作成する方針。優先業務の選定に当たっては、まずは被災者支援業務の

全体像の整理が必要である。被災者支援業務を、居所把握、避難所管理、住居確保・住宅再建支援、生活・生業等の再建支援、保健医療福祉サービス、住家がれき・遺品等への対応支援、物資支援の7つに整理し、それぞれ業務が被災者一人一人へのどのような支援につながっているのか災害ケースマネジメントの観点から一覧化して整理している。

- ・ その上で、全国の自治体で業務の手続きや主要な取扱情報の共通化が図られやすいものや共通化による効果（業務の効率化、迅速化や災害ケースマネジメントの視点に基づいたきめ細やかな支援）の大きいものを優先業務とする。具体的には、災害ケースマネジメントの実現に必須となる被災者一人一人の追跡性確保の観点から、（避難所の入退室管理を含む）「居所把握」、また、業務の共通化による自治体業務の効率化・迅速化が期待でき、全国自治体においてある程度手続きが画一的であり、早期に共通化を実現する可能性が高いものとして、「避難所の名簿管理」、「罹災証明書の発行及び被害認定調査」、「生活再建給付金の支給」を選出している。

・ EEI の作成は業務の共通化とセットで検討し、実務的に必要十分である項目・粒度とする。まず、各業務の詳細な作業手順を抽出し、次に、その手順の中で利活用される情報を棚卸しの上、当該業務の遂行や後続の業務への引継ぎに必要なかを詳細に分析するデータ遷移表を作成する。データ遷移表の作成は机上の検討に留めず、自治体ヒアリング等を通じて精査を行う。さらに、被災者支援版 EEI の情報項目一覧の作成に当たっては、過去の事例を参照しつつ、民間ベンダや被災者支援に取り組む団体等へのヒアリングも実施するとともに、並行して被災者支援版 EEI の各情報におけるデータモデルの整理（情報の構造化）を進めることで、実際の業務における利用、システムでの取扱いが早期に実現できるようにする。

→ 被災者支援システムには、様々なベンダがあり、設計思想がベンダにより異なるときいている。例えば、被災者の住所をベースとするもの、罹災証明書の発行に着目し建物をベースとするものなど。ただ、それが利用者起点、被災者起点から漏れなく重複なく支援を行うために必ずしも十分ではないのではないかという問題意識がある。業務の詳細を整理した上で被災者支援版 EEI を作成していくことで、どのシステムを使っても一定程度しっかりと対応できる形になることを期待している。優先業務の整理や、今後の自治体との情報交換や意見聴取についても、しっかりと進めていただくことを期待している。

③異なるシステム間のデータ抽出・変換・連携機能（ETL）等を共通 SaaS として整備することを視野に、平時から利用するデータソースの活用も含めてどのような効果を見込まれていますか。

- ・ 令和8年度は、被災者支援版 EEI を含め、広域の被災者情報を集約するデータベースの検討を進めることとしているが、被災者支援業務全体は非常に膨大であり、被災者データベースの実現には時間を要する。他方で、災害はいつ起こるか分からないため、被災者データベースの実現を待たず、過渡的な形であっても、現在各自治体が様々なシステムを活用する中で必要最低限の被災者情報の自治体間連携を実現するため、ETL ツール（事前に設定されたルールに従って、データの抽出（Extract）・変換（Transform）・格納（Load）の各処理を自動で実行することで異なるシステム間でのデータ連携を可能とするツール）の活用を検討する必要がある。

- ・ 自治体の中には、既存のシステムとして住民基本台帳や家屋課税台帳など様々あるものの、避難所受付システムや住家被害認定調査システムなどの災害対応等のシステムとの連携はまだ進んでいない。データを相互に連携する機能を導入していくことを進めていく。

④異なる市町村間や関係機関との間で被災者情報の連携・共有を進めるに当たり、特に個人情報保護の観点から、現場の職員が抱える心理的なハードルや抵抗感を含め、運用面ではどのような課題が考えられるか、また解決に向けた現時点での考え方についてご教示ください。

- ・ 災害対策基本法第90条の4において、被災者支援の実施に必要なときは、被災者台帳に記載された被災者情報を他の地方公共団体等に提供できる旨が規定されており、また、「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」においても、都道府県と市町村の間での被災者台帳の共有が可能である事例を示している。能登半島地震を踏まえた令和7年の災害対策基本法改正では、広域避難を想定し、避難元と避難先の市町村間の情報連携を推進する規定を新たに設けている。
- ・ 一方で、令和7年に被災自治体にヒアリングしたところ、平時・災害時を含め、被災者の個人情報を他部署や他自治体に提供することには、業務に従事する職員にとって大きな抵抗感やメンタルブロックがあるとの声をいただいた。
- ・ このような課題への対応としては、異なる市町村間における個人情報の連携は、災害対策基本法の改正や指針により、発災時に一定の条件の下で共有することが許容されており、連携は可能である。今後、被災者データベースの検討においては、いざというときに情報を即座にデータベースに集約できる仕組みを平時に作っておくことで、発災時に被災者情報をモレ・ムラなく集約し、連携できる在り方を目指す方向性である。また、平時における個人情報の取扱いの整理については、令和8年度に、平時の訓練を想定した個人情報の取扱いについても法制度面を含めて整理することで自治体職員に抱える心理的なハードルの払拭を図り、平時の訓練において個人情報の取扱いについて習熟が図られることで、災害時においても心理的なハードルなく円滑な情報連携につなげたい。

→ 自治体を持つ情報の中でも被災者の個人情報は特にセンシティブな情報であるため、法改正等による取組は進められているものの、災害対応のためといえども直ちに提供することには抵抗感が大きくメンタルブロックが働く。そうした現場の職員の心理的なハードルにも目配りされた取組であると受け止めており、実際のシステム利用者である各自治体の皆様に理解いただく必要がある。被災者支援のためには、災害対応の司令塔となる部署だけでなく、自治体内の多岐にわたる部門が連携して対応する必要があるため、様々な部署に意見照会をかけ、自治体の意見を汲み取って理解を得ていく上で、本連絡協議会における共通化の取組が一助になると思う。

⑤多様な民間システムが共存する中での国・地方を通じたトータルコスト最小化や民間への配慮の必要性、あるいは相互連携の実証等を通じて見えてきた技術的・運用的な課題も踏まえ、被災者支援システム等の共通化に向けた課題認識や現在の検討状況と今後のスケジュール感をご教示ください。

- ・ 令和6年度に実施した調査では、避難行動要支援者名簿の作成、被災者台帳の作成、避難

所の開設状況等の管理、避難計画の作成の各システムについて、それぞれ様々なベンダが存在していることが分かった。また、令和7年度に実施した調査では、被災者支援システムには380種類も存在することが分かった。

- ・ 令和7年度に、異なる被災者支援システムを相互連携ツールで連携する実証を行ったところ、データ形式の項目定義に不一致があることにより、データ項目のマッチングが難しい、漢字項目からカナ項目に変換がかけられないなどの課題が見つかった。このことから、異なるシステム間で被災者情報を相互連携するためには、データの標準化が重要であることが示唆された。
 - ・ 現在の検討状況と今後のスケジュールについて、自治体内及び自治体間の情報連携を実現していく上では、業務の手続きや取扱情報の共通化のほか、既存システムが導入されやすい環境整備が重要であり、被災者支援版 EEI を各自治体に実際に利用いただけるよう、検討と合意形成を進める。このため、令和8年度は、多岐にわたる被災者支援業務の中でも、特に導入の優先度や実現性が高い業務を選定し、EEI 案の作成までを一気通貫で実施する。令和9年度以降は、残りの業務の EEI 案作成や被災者データベースの詳細要件について整理予定。
- 現在、県として統一の被災者生活再建支援システムを導入し、県内の市町も含めて活用しているが、広域化の問題など課題は多いため、システムを共通化していく方向に基本的に賛成である。一方、民間に様々なシステムがあり各自治体での導入が進む中で、共通化の際にこういったシステムを構築するのが課題になる。新しいものを一から作る場合には、他の自治体の導入状況も含めてコストが最小になるか注意いただきたい。既存システムの活用も見据えながら、なるべく負担なく効率的に共通化を図っていただくとともに、新システムの導入となる場合には財政的・技術的支援もお願いしたい。
- 共通化候補のうち、「被災者支援システム」については、国において一つのシステムを整備する共通化パターン A ではなく、各ベンダが提供するシステムを標準化する共通化パターン B を志向していると理解している。他方、「被災者支援システムに係る相互連携ツール」については、市場にそのようなものが少なく、いずれのパターンもあり得るのではないかと受け止めているがどうか。
- ・ ご指摘のとおり。「被災者支援システム」については、被災者支援に必要なデータ項目の標準化、すなわち被災者支援版 EEI を定義し、現在提供されている様々な被災者支援システムのベンダに対し、EEI に従ったデータ項目の定義や改修をお願いすることで、結果的にどのシステムを使っていても連携がしやすくなることを目指すもの。自治体にシステムの入れ直しを強いるものではなく、自治体に負担をかけない形で進めていきたい。
- 被災者支援システムについては、長い歴史の中で民間システムが多数提供されてきており、国がパターン A の形で提供するとある種の民業圧迫となり得るため、被災者支援版 EEI を契機に、各ベンダが提供するシステムをパターン B のような形で共通化していくことを志向しているものと理解している。
- 被災者支援に必要な被災者情報を一元的に把握する必要性は十分にあり、共通基盤の提供を国において検討いただくことに賛同する。現在、J-LIS が提供するクラウド型被災者支援システムは費用体系が比較的小規模団体に有利な設計となっており、そうでない自治体では

費用対効果の観点から導入を見合わせている状況にあると理解しているため、人口規模等に関わらず実際に利用しやすい仕組み作りをお願いしたい。調整等で時間を要するとは思いますが、災害の多い我が国において必要なシステムであるため、ぜひ進めていただきたい。

- ・ J-LIS が提供するクラウド型被災者支援システムは、被災者支援システムの市場が現在のよう成熟していなかった当時に、国として一つの選択肢を提供したという経緯があるが、現在では様々な事業者が提供するようになり、使い勝手の観点では市場競争がかなり進んできていると認識している。今後は、被災者支援版 EEI により扱うデータの標準化を図る一方、使いやすさやインターフェースについては、引き続き市場競争の中で磨かれていくものと考えている。
- 主に災害時に使用するシステムであり、職員自身が被災しているケースや、特に小規模団体では普段防災を担当していない職員も応援としてシステムを使用することも想定されるため、誰でも直感的に入力や検索ができるよう、国からベンダに働きかけていただきたい。また、システムの導入や改修に係る費用については、地方交付税措置を含めた全面的な財政措置を継続的に行うことを強く要望する。
- ・ 自治体職員目線で使い勝手の良いシステムという点は各ベンダも承知しており、ベンダ間の競争が進む中で、各社とも自治体の意見を聞きながら使いやすい形を日々追求していると認識。発災時にベンダの社員が実際に現場へ応援に行くといった丁寧な対応も増えてきており、引き続きそうした流れを積極的に支援していきたい。財政措置については、イニシャルコストに対して緊急防災・減災事業債が活用できる可能性があるほか、被災者支援システムの活用が災害救助に特に必要であったと明確に整理できる場合には費用の一部について災害救助法に基づく費用とする余地があるなど、様々なメニューがあるため、国に相談いただきながら整理を進めていただきたい。
- 被災者支援版 EEI を作成し、全自治体との間でその内容について合意形成を図っていくことは大変な作業になると思われる。作業を進めるに当たって難しいと感じている点や、どのような形でサポート・後押しができるかについて伺いたい。
- ・ 本取組を進めるに当たっては、何よりも自治体の賛同を得なければならない。被災者支援版 EEI を定めるためには、被災者支援業務にどのような情報が必要になるのかを決める段階で自治体の意見を伺う必要がある。それ以前にも、被災者支援業務の全体像や具体的な業務内容をつまびらかにしていく作業が必要となる。机上の検討に留まらず、様々な自治体の現場の意見を伺い、災害ケースマネジメントも含め、どの単位で業務を区切り、どのような情報が必要なのかを業務ベースからしっかりと掘り起こしていきたい。優先的に検討する4業務以外の被災者支援業務の洗い出しについても自治体の意見を伺っていききたいと考えており、その場をつないでいただくため引き続き協力をお願いしたい。
- 共通化候補案件は機構・定員上の別枠措置の対象となるため、そうした枠組みや、協議会の持つ地方への意見照会・コミュニケーションの場といった機能もうまく活用しながら、地方としっかり協力して進めていただきたい。

以上